

建設業関連免許・資格取得を支援する企業に対する助成金交付要綱

令和7年 2月21日	建設局長決裁
令和8年 3月31日	一部改定
令和8年 6月16日	一部改定

(目的)

第1条 この要綱は、建設業界において現下の厳しい人手不足に鑑み、本市の建設工事及び業務（以下「建設工事等」）に携わる人材の育成を図るため、建設工事等に必要ないん許や資格の取得に対する助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

2 助成金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和8年規則24号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金の交付)

第2条 市長は、次条に規定する対象従業員が第5条に規定する免許・資格を取得する際に、当該従業員を雇用している事業主に対し、免許・資格の取得に要した費用の一部として、予算の範囲内で、この要綱に定めるところにより助成金を支給する。

(対象事業員)

第3条 免許・資格取得者は、次条に規定する対象事業主の代表者、役員、又は対象事業主に雇用された雇用保険の被保険者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第42条に規定する日雇労働被保険者を除く。）とする。

(対象事業主)

第4条 助成金の交付対象となる事業主は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内業者（札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者）で、当年度又は過去5年の間に札幌市発注工事に元請又は下請として携わった実績があるもの、又は札幌市内に本店を有するもので、当年度又は過去5年の間に札幌市発注業務もしくは役務（建設業及び建設関連業に関するものに限る）の契約実績があるもの。

(2) 札幌市税に滞納がない事業主

(3) 労働基準法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係法令を遵守している事業主

2 前項の各号のいずれにも該当するものであっても、次の各号のいずれかに該当するものは対象事業主にはならない。

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団

- (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- (4) その他交付目的に照らして助成金の交付を受けることが不適當であると市長が認めるもの

(助成対象免許・資格)

第5条 前条で定める対象事業主が自社の従業員が取得する免許や資格に対して費用支援するものであること。また、助成金交付の対象となる取組事項は次の各号のいずれにも該当するものとする。

ただし、国（独立行政法人を含む）や他の自治体等から同様の助成金を受けている者（受けることが決定している者を含む）については、助成の対象とはならない。

- (1) 過去5年の間に実績のある本市発注工事の監理技術者、主任技術者または業務の照査技術者になり得る国家資格であること。
- (2) 市長が上記の免許や資格と同等と認めるもの。
- (3) 上記資格等に合格したもの。

※対象資格等については「工事等契約事務の手引き」参考3 監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格等を参考とする。

(助成対象経費)

第6条 対象事業主に対する助成対象経費は、助成の対象となる免許・資格を取得するための受験料・登録料・受講料とする。なお、助成対象経費には消費税等相当額を含まないものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、予算の範囲内において、前条の費用は各年度（4月1日～3月31日）ごとに、各対象事業主について、対象従業員1名につき各人5万円を上限額かつ実費の2分の1とし、合計で15万円を上限額とする。

2 前項で算定した助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を申請しようとする対象事業主は、免許・資格取得日後の1年以内までに、交付申請書(様式1)に、対象事業主に該当しないものではない旨の誓約をしたうえで、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 第4条(1)に該当することが証明できる書類（契約書（名称、金額、工期がわかるページ）の写し等）
- (2) 対象従業員の雇用関係証明書類(写)
- (3) 事業所の統廃合があった場合は、統廃合の関係性がわかる書類
- (4) 合格を確認できる書類（写）
- (5) 受験等に要した費用の支払が証明できる書類（写）

(助成金交付の決定等)

第9条 市長は、申請を受理したときは、その内容を審査し適当と認められる場合、助成金の交付を決定する。

2 前項の決定をしたときは、助成金交付決定通知書(様式2)により、助成金の交付申請をした対象事業主に通知する。

3 助成金の交付条件に適合しないと認められる場合においては、助成金不交付決定通知書(様式3)により、助成金の交付申請をした対象事業主に通知する。

(調査等への協力)

第10条 対象事業主は、この要綱による助成金の交付等に関して、必要な調査等を市長が行うときにはこれに協力しなければならない。

(助成の決定取消し等)

第11条 市長は、第9条により交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成の決定を取り消すことができ、既に助成金を交付している場合は、その助成金の返還を請求するものとする。

(1) 申請書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 助成金を目的以外の用途に使用したとき。

(3) 助成金の目的に照らして助成金の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等があることが判明したとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(5) その他不正の行為があったとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に当たり必要な事項については、土木部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年6月16日から施行する。